

定期健康診断 計画から事後措置まで

計画実施

健康診断は、事業場が実施する安全衛生活動の重要な柱の1つです。必ず円環安全衛生計画に盛り込み、定期的に実施しましょう

健康診断は、対象となるすべての労働者が受診できるように配慮しましょう

健康診断の受診を拒む労働者については、健康診断の意義や必要性などを説明し健康診断を受診するように説得しましょう

人間ドックを受診する労働者など、定期健康診断を受診しない労働者には、人間ドック等の結果を提出するよう指示しましょう

医師の意見→就業上の措置

健康診断の結果、「医師の診断」の欄には、「異常なし」「要観察」、「要精密検査」、「要治療」等の記入がされています。異常の所見があると診断された労働者について、**医師等から就業上の意見を聴きましょう**

意見を聴く医師等には、下記の医師があります

- ・産業医
- ・規模50人未満の事業場は地域産業保健センターの医師等
- ・歯に有害な一定業務は歯科医師

健康診断の結果、医師等からの意見、決定した就業上の措置等について衛生委員会等へ報告しましょう

健康診断個人票を作成し、**5年間保存**しましょう

保管・報告

労働者規模50人以上の事業場は、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署へ提出しましょう

事業者

労働者

健康診断機関

健康診断計画の作成

健康診断の依頼

健康診断の受診指示

健康診断結果の受領

健康診断結果の通知

医師等からの意見聴取

就業上の措置の決定等

対象労働者への指示

衛生委員会等への報告

健康診断個人票の作成保存

所轄労働基準監督署への健康診断結果報告書の提出

健康診断の受託

健康診断の実施

健康診断結果の提供

受診

結果の受領

自己の健康管理
(労災給付による二次健康診断の受診)

健康診断の結果から得られる健康情報は、個人情報の中でも特にデリケートなものです。担当者を決め、慎重に取り扱うようにしましょう。(健康情報を取り扱う担当者には守秘義務があります(労働安全衛生法第104条))

健康診断機関への依頼の際に、健康診断結果を事業場の健康診断担当者に提供するように確認しましょう。健康診断機関によっては、個人情報保護法を理由に事業場への提供を拒むところがありますが、労働安全衛生法に基づく健康診断についてはその結果を事業場に提供することは可能です

医師等からの意見を勘案し、必要があれば該当労働者の実情を考慮して、**就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、休業、その他就業上の措置を講じなければなりません**

就業区分 : 措置の内容

[通常勤務] -

[就業制限] 勤務による負荷を軽減するため、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、時間外労働の制限、出張の制限、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずる。

[要休業] :療養のため、休暇、休職等により、一定期間勤務させない。そのほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備等を行う必要がある場合があります。

決定した就業上の措置の内容は対象労働者に指示しましょう

医師、保健師等による保健指導を行うよう努めましょう

また、脳血管疾患及び心臓疾患の発症に関する検査項目に異常の所見が認められ、労災保険による二次健康診断の給付対象となる労働者への通知、受診の勧奨、手続き等の支援を行いましょ